

韓国知的財産ニュース 2014 年 12 月後期

(No. 285)

発行年月日：2015 年 1 月 7 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

★★★目次★★★

このニュースは、12 月 15 日から 31 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 公正委、「知的財産権の不当な行使に対する審査指針」を改正(12. 24.)
- 1-2 企業負担の緩和と理不尽な慣行の改善に向けて契約例規の改正(12. 31.)

関係機関の動き

- 2-1 特許庁、先行技術調査の用役事業の新規指定 6 年間行わず(12. 16.)
- 2-2 特許庁、「2015 年地域知識財産の創出支援事業」を施行(12. 16.)
- 2-3 特許庁、大学・公共研の特許技術事業化に関するプラットフォームを構築(12. 18.)
- 2-4 特許庁の公共データを簡単に活用！(12. 18.)
- 2-5 中小企業の技術流用の撲滅に向けて 4 機関が MOU を締結(12. 22.)
- 2-6 特許庁、IP5 審査情報の照会サービスを開始(12. 22.)
- 2-7 特許庁、韓・英文統合の出願人代表名の情報を提供(12. 23.)
- 2-8 政府 R&D 特許、違法行為を撲滅(12. 24.)
- 2-9 韓国、PCT 特許出願で世界トップ 5…中国はトップ 3 に跳躍(12. 26.)
- 2-10 原子力研究院、特許 18 件を中小企業に無償譲渡(12. 28.)
- 2-11 特許庁、知的財産サービス産業の特殊分類を制定(12. 30.)

模倣品関連及び知的財産権紛争

- 3-1 「模倣品流通根絶の総合対策(案)」、知財委で審議・議決(12. 16.)
- 3-2 K-ブランドの侵害相談を開始(12. 16.)
- 3-3 特許庁、3D プリンティング・スマートカーの特許紛争戦略を提示(12. 18.)
- 3-4 特許庁・広報大使のパク・シネさん、知的財産の保護・共有イベントを開催(12. 18.)

デザイン (意匠)、商標動向

- 4-1 タバコの包装に「ライト・マイルド」の表示が禁止(12. 16.)

- 4-2 韓国のデザイン情報を世界中で検索！(12. 18.)
- 4-3 中小企業のデザイン支援のために統合支援センターがオープン(12. 27.)

その他一般

- 5-1 大韓弁理士会、「弁護士の弁理士資格の自動取得を廃止する法案」に賛成(12. 17.)
- 5-2 韓国、世界の IP 出願の成長傾向をリード(12. 22.)
- 5-3 特許審査サービスの革新など、知的財産政策の 10 大ニュース(12. 26.)

法律、制度関連

1-1 公正委、「知的財産権の不当な行使に対する審査指針」を改正

公正取引委員会(2014. 12. 24.)

□公正取引委員会(以下、「公正委」)は、「知的財産権の不当な行使に対する審査指針」を改正し、12月24日から施行する。

○今回の改正によって最近知的財産権(以下、知財権)分野において浮上しつつある特許管理専門会社(Non-Practicing Entity、以下、NPE)と標準必須特許権者による特許権の濫用行為などについて、合理的な法執行の準拠を作り、

- 知財権の行使に一般的な審査原則と濫用行為の類型体系を改編するほか、関連市場の追加など多数の内容を補完した。

○改正内容が主に新しい知財権のイシューであることを踏まえ、改正案作りの過程において米国・欧州連合などの事例を反映し、特許庁など関係部処と産業界、知財権専門家の意見を幅広く受け入れた。

※弊所のホームページに本記事の詳細な資料へのリンクがありますので、ご参照ください。(http://www.jetro-ipr.or.kr→知的財産ニュース)

1-2 企業負担の緩和と理不尽な慣行の改善に向けて契約例規の改正

企画財政部(2014. 12. 31.)

□企画財政部は、公共調達現場における企業側の隘路事項を解消するため、契約例規

を改正・施行する(' 15. 1. 1.)。

- 新年から公共工事の技術提案入札で脱落した業者のうち、優秀提案者に対しては提案書の作成費用が支給されるほか、技術開発の結果に対する特許権を契約業者が単独で所有できるようになった。
- 今回の契約例規の改正は、「副総理 - サービス業界間の懇談会(' 14. 9. 2.)」や「官民共同規制改善推進団」などを介して、中小企業など産業界が政府に建議した事項を反映したものだ。

□今回改正された契約例規の主な内容は次のとおりだ。

<工事契約分野>

- ①企業の公共公社入札費用に対する負担を緩和するため、技術提案入札に脱落した業者のうち、優秀提案者に対して提案書の作成費用の支給根拠を作った(政府入札・契約の執行基準)。
※これまで設計・施行の一括入札および代案入札の場合、脱落者に対して設計補償費用を支給する規定があったが、技術提案入札の場合はその根拠が不十分だった。
- ②公共機関が直接購入して施行業者に供給する鉄筋などの官給資材の保管費用・運搬費用などを工事原価に反映して、施行業者の負担を緩和した(予定価格作成基準)。
- ③中小企業の利便性向上のため、100 億ウォン未満の工事入札の場合、経営状態を評価する際、入札者の選択によって「財務割合」のみならず「信用評価」も活用できるように改善した(適格審査基準)。

<用役・物品の契約分野>

- ①用役契約に係わる理不尽な慣行を改善するため、発注機関が契約中に追加課業を求める場合、契約業者と事前に必ず協議を行うようにし、正当な対価を支給するようにした(用役契約一般条件)。
- ②これまでは、契約結果に対する特許件・実用新案権・デザイン件を発注機関と契約業者が共同で所有したが、発注機関と契約業者が協議を行って、契約業者が単独で所有することができる根拠を作った(用役契約一般条件)。

- ③物品納品の場合、発注機関の責任による履行の遅滞期間について、契約業者が遅滞償金を不当に負担することがないようにした(物品購買(製造)契約一般条件)。

関係機関の動き

2-1 特許庁、先行技術調査の用役事業の新規指定6年間行わず

電子新聞(2014.12.16.)

特許庁の先行技術調査用役事業の民間による独占が深刻な状況になっているが、特許庁はこの6年間、新規審査機関を指定しておらず、問題だという指摘が出ている。

業界によると、特許審査期間を短縮して民間の知的財産(IP)サービス企業の競争を促すために導入された先行技術調査用役事業を韓国特許情報振興センターと3カ所の民間企業が独占してから6年が経っているが、追加指定や再審査が行われず、当初の趣旨に合わないという指摘だ。

特許庁は、特許審査期間の短縮および審査品質の向上に向けて審査官の審査業務の一部である先行技術調査と分類業務について、外部の専門機関と用役契約をしている。先行技術調査は、審査量も徐々に増加していて、審査官を増やす方法の対応にも限界が来ている。そのため、外部の専門機関に委任して年度別審査処理期間が短縮している。

問題は、同事業を韓国特許情報振興センターと一部の民間企業が独占する構図が固着化していることだ。現在、特許庁の先行技術調査用役事業は、8割以上を韓国特許情報振興センターが担当している。

新政治民主連合のオ・ヨンシク議員は、「現在のように6年間どのような再審査も行わず、事業をし続けるのは問題がある。日本のように、2~3年ごとに再指定審査を実施して品質を管理する必要がある。力量のある技術分野別、産業財産権別の専門力量を備えたIP情報サービス業者を掘り起こして専門機関に指定、事業者を多角化しなければならない」と述べた。

調査機関に指定されれば、特許庁の先行技術調査用役のほか、優先審査申立および新技術の新商品認証に関する独占的な遂行機関になる。独占的な地位が与えられると特惠疑惑が生じかねないだけに専門期間審査の公正性が何よりも重要だ。

先行技術調査専門機関は、特許庁長が必要だと判断すれば、専門機関指定に関する公告を出すことができる。しかし、特許庁は 2008 年に IP Solution 社を指定して以来、6 年間追加指定および再審査をしていない。

また、韓国特許情報振興センターの独占の下、その他市場を 3 社が分け合っている構図に固着したため、民間 IP サービス企業を活性化して専門機関の競争を促すという当初の目標とも相反している。それだけでなく、用役事業の遂行人材は、特許情報振興センターの社員 670 人の半分にも及ばない 326 人程度で、効率性の問題も指摘されている。

業界では、日本の事例をベンチマーキングする必要があると口を揃えている。日本は、専門機関の指定を希望する業者がいつでも申し立てることができる。3 年ごとに再指定の審査によって品質を管理するほか、計 8 カ所の専門機関のうち 5 カ所が少なくとも 10 人の分野別遂行人材を配置している。現在は、3 カ所の民間企業が追加指定され、合計 11 カ所の調査機関が登録されている。

これに対して、特許庁特許審査企画課のリュ・ドンヒョン課長は「指定業者を増やせば、特許審査の品質を担保できないという問題があるため、韓国の実況に合う 3~4 機関を維持していきたく側面がある。しかし、特許庁は、様々な指摘を反映して先行技術調査事業を従来の指定制から登録制に転換し、希望する業者なら誰でも技術分野別の入札競争に参加できるようにする方策を検討している。2016 年から施行される見通しだ」と述べた。

チョン・ミナ記者

2-2 特許庁、「2015 年地域知識財産の創出支援事業」を施行

韓国特許庁(2014. 12. 16.)

特許庁は、知的財産基盤の中小企業、「IP スター企業」の育成に向けて「2015 年地域知識財産の創出支援事業」の支援計画を確定、施行する。

地域知識財産の創出支援事業は、特許庁と自治体が協力して地域別の有望中小企業を知的財産基盤の企業に育成する事業のことで、全国 30 カ所に位置している地域知識センターで同事業を行う。

2015 年度は、2014 年(462 億ウォン)比 27 億ウォン(5.8%)増加した 489 億ウォンを中

小企業に支援する予定で、資金および人材の不足によって特許などの知的財産権の創出に難航している中小企業の需要に応えることができると期待されている。

地域別の中小企業は、地域知識財産の創出支援事業によって開発した技術の国内・国外での権利化、特許マップの作成、ブランドおよびデザインの開発などを支援されるほか、全国 30 カ所の地域知識財産センターに常駐する 170 人の専門コンサルタントを介していつでも IP 関連コンサルティングを受けられる。特に、IP スター企業の育成対象となる中小企業は、3 年間 IP 関連の支援を総合的に受けられる。

また、2015 年には、創業初期企業に対する支援を強化する予定で、創業初期企業の国内・国外の特許取得を支援するため、国内権利化の支援額を上方修正 (100 万ウォン→130 万ウォン) し、海外権利化支援を新設した。

IP 創出が可能で、成長可能性の高い創業初期企業には、500 万ウォンの限度内でカスタマイズ型の IP 支援を提供する IP インキュベーション支援を一部地域で試行的に実施する。

特許庁はこれまで実施してきた地域知識財産の創出支援事業により、特許紛争を克服し、売上が急増した企業が多数あるため、同事業が中小企業の有している知的財産の競争力強化に役立つと期待している。

2-3 特許庁、大学・公共研の特許技術事業化に関するプラットフォームを構築

韓国特許庁 (2014. 12. 18.)

特許庁と未来創造科学部が共同で進めている「公共機関保有技術の共同活用支援事業」によって創出された大学 - 公共研究所の特許技術移転事業化の成果が目覚ましい。

同事業は、政府の経済革新 3 カ年計画の枠内で、公共部門における成果を図るために各大学、研究機関など開発主体がコミュニケーションと開放を通じて、コンソーシアムを構成し、保有技術を商品 (またはサービス) 単位で特許ポートフォリオを構築、産業界において有効に連携 (ライセンス、フォローアップ研究など) させ、収益を創出することを目的としている。

最近、亜洲大学の「新薬の再創出による糖尿病性網膜浮腫の治療候補物質」技術は、国内のある製薬会社に定額技術料 15 億ウォン (前金基準) で移転され、売上の収益によって一定割合のロイヤルティを受けることになった。

同技術は、企業の観点から研究プロセスの発明初期段階から収益創出が可能な「強力な特許」を生み出す「発明インタビュー事業」によって開発されたもので、「公共機関保有技術の共同活用支援事業」を通じて企業に移転された。

特許庁は、今年「次世代のスマートエネルギー融合技術」など、8件の特許ポートフォリオの技術分野を支援した。同技術分野において32カ所の国内大学・公共研が力を合わせてポートフォリオの対象となった商品分野を導き出した結果、3,969件の特許技術より商品の特許ポートフォリオを構築した。その特許ポートフォリオ技術を活用した2014年の技術移転額の総額は、73億7,110万ウォン(前金基準)で、前年(24億)比3倍も増加した。何よりも契約1件当たりの平均技術料が10.5億ウォンに上るといった質的成果を上げていることが注目されている。

同事業は、商品単位で特許ポートフォリオを構築・移転することで、企業の立場からすると商用化が容易なだけでなく、収益創出の可能性が一層注目を浴びる「公共技術事業化の方法論」だと評価されている。

特許庁産業財産振興課のキム・ジョンギョン課長は、「産業界で必要とする優秀な特許技術をポートフォリオに構築・移転し、商用化 R&D 資金を持続的に支援する公共技術の事業化プラットフォームが拡大していけるように、未来部・中企庁など部処間の協力を強化していく計画だ」と述べた。

一方、特許庁は、12月16日から18日まで大田、釜山、ソウルで「2015年発明インタビューIP事業化支援事業」、「公共機関保有技術の共同活用支援事業」などに関する事業説明会を開催する予定だ。

2-4 特許庁の公共データを簡単に活用！

韓国特許庁(2014.12.18.)

特許庁は、特許技術取引情報・伝統知識情報・政府 R&D の成果情報など、民間での活用性が高い公共データを容易に活用できるよう「Open API サービス(4種類)」を17日から実施する。

「Open API(Application Programming Interface、以下 API)サービス」は、公共機関が有しているデータを誰でも自由に活用できるように常時公開するサービスだ。同サービスは、2014年行政自治部の「公共データの開放・共有・活用システムの開発支援事業」

によって推進された。

従来の特許技術取引情報、伝統知識情報などは、関連ホームページでなければ、検索・照会ができなかったため、再加工および拡張に限界があった。しかし、Open API は、情報利用者が得たデータを自主開発したモバイルアプリやウェブサービスによって最終需要者が求めるカスタマイズ型情報に再生産することができる。

今回、公開される特許庁の公共データは、約 840 万件で、具体的には、知識財産取引システム (www.ipmarket.or.kr) に登録されたものの中で、一般人が販売を求める特許、国家機関所有の販売を求める特許、出願時に移転を希望する特許など約 4 万件の特許技術取引データと、韓国伝統知識ポータル (www.koreantk.com) に登録された薬材情報、処方情報、伝統食品情報、伝統工芸情報など、伝統知識に関する約 36 万件の伝統知識データを公開する。

また、特許成果管理システム (www.ripis.or.kr) に登録済みの国家 R&D 課題によって開発された特許の研究管理機関情報、産業技術分類情報、評価情報など、約 100 万件の政府 R&D 成果データと従来の複雑な Open API (SOAP 方式) によって提供中の特許、デザイン商標など 700 万件の産業財産権情報について、民間で広く活用されている方法 (REST 方式) の Open API で提供する。

Open API を利用したい個人・企業および機関は、特許情報ポータルの KIPRIS^{Plus} (<http://plus.kipris.or.kr>)、または公共データポータル (<http://www.data.go.kr>) にアクセスして認証キーの発給手続きをすれば、直ちに利用できる。

特許庁は、現在、特許・商標・デザインなどの公共データを特許情報ポータル内にある約 80 種類の Open API を介して公開している。

特許庁情報顧客支援局のチェ・ギュワン局長は、「公共データの公開は、透明で有能な政府を実現するための政府 3.0 の中核事業として、民間で必要とする Open API サービスを持続的に拡大し、カスタマイズ型のサービス提供と雇用創出に貢献していきたい」と述べた。

2-5 中小企業の技術流用の撲滅に向けて 4 機関が MOU を締結

韓国特許庁 (2014. 12. 22.)

公正取引委員会と警察庁、中小企業庁、特許庁は、2014 年 12 月 18 日、中小企業の技

術流用の撲滅に向けて MOU を締結した。

今回の MOU は、経済革新 3 カ年計画の一環として、大企業が優越的な地位を利用して中小企業の技術を流用する行為を有効に撲滅すべく、政府関係機関の間で緊密な協力が必要だという認識の下で推進された。

大企業による中小企業の技術流用は、中小企業の技術開発および成長を阻害する行為で、創造経済に反する代表的な不正慣行だ。

同 MOU は、11 月から実務協議を経て、機関の間で技術流用に関する情報の提供・共有、調査時に専門家プールの提供など、専門性の向上に向けた協調、各機関が運営中の紛争調停制度の活用、教育・セミナー・広報活動の支援などの具体的な協力策が盛り込まれている。

特に中小企業庁と特許庁に受け付けられた中小企業の技術流用に関する相談・通報例を公正委と警察庁に提供し、調査・捜査の計画段階で活用を促すことで、調査・捜査の実効性を高めるようにした。また、公正委と警察庁は、中小企業の技術流用事件を調査または捜査するとき、できる限り協調し合うことにした。

さらに、政府各機関において、技術保護に関する様々な政策情報を中企庁が運営中の技術保護統合ポータル(www.ultari.go.kr)を介して提供し、中小企業の簡単な活用をサポートする予定だ。

中小企業は、同サイトにアクセスして、技術保護に関する様々な政策サービスの情報を把握するほか、技術流用の被害についてオンライン上で通報することができる。

そのほか、技術流用の被害に遭ったり、産業財産権の紛争に巻き込まれたりした中小企業が迅速かつ円満に紛争を解決できるよう、公正委・警察庁が技術流用の被害を受けた中小企業に「下請法」による下請紛争調停制度および「中小企業技術保護法」による技術紛争調停・仲裁制度、「発明振興法」による産業財産権紛争調停制度などの活用を促す。

今回の MOU 締結によって、政府機関間の協業を基に技術流用に関する調査・捜査の専門性を向上させ、関連政策サービスを体系的に提供・広報することで、技術流用の行為を効果的に予防・撲滅することができると見られている。

2-6 特許庁、IP5 審査情報の照会サービスを開始

韓国特許庁(2014.12.22.)

特許庁は、五大特許庁(IP5)の特許審査進行情報を照会するサービス(One Portal Dossier、OPD)を2015年3月から開始する。

審査進行情報の照会サービスは、今年12月中にシステム開発を完了して海外庁との互換性テストを行い、来年3月にサービスを正式に開始する予定だ。同サービスを通じてIP5の特許出願のみならず、IP5庁に交差出願した出願についても願書、登録決定書など、出願から登録段階までの文書を一斉に閲覧することができる。

これまで韓国国民がIP5の審査進行情報を照会するには、各庁のウェブサイトアクセスしなければならず、海外庁のシステムが韓国語支援を行わなかったため、利用が不便だった。

審査進行情報の照会サービスは、このような不便を解消し、世界中の出願の8割以上を占めているIP5の審査情報を簡単に照会できるようにすべく、IP5協力プロジェクトの一環として行われている。特に、韓国特許庁は、今年6月釜山で開催された「五大特許庁長官会合」で具体的なシステム構築に関する計画を提案し、合意案を導き出した。

韓国特許庁は、IP5で合意した構築計画に従って、来年3月にサービスを開始する予定だ。韓国、欧州、日本の審査進行情報を皮切りに、下半期には中国の情報を追加で提供し、2016年には米国の情報まで、IP5全庁の情報を提供する予定だ。

同サービスは、公認認証書やログインなどの認証手続きがなく、出願番号を入力するだけでIP5の関連情報を照会することができる。また、ユーザが希望する審査進行情報は、電子データの形でダウンロードして利用できるように構成する計画だ。

特許庁は、産業界のニーズが多く、活用度の高い海外庁の特許情報を来年3月から安定的に提供するために力を入れている。現在は詰め作業として、海外庁と連携テストを行っている。特許庁の関係者は、「創造経済の下、国内・国外の特許出願動向の分析・比較は、企業の生存手法になりつつある。審査進行情報の照会サービスによって、最新特許動向を容易に把握し、特許紛争を予防することができる」と期待している」と述べた。

2-7 特許庁、韓・英文統合の出願人代表名の情報を提供

韓国特許庁(2014.12.23.)

特許庁は、国内産業財産権の「韓・英文統合の出願人代表名」の情報を世界で初めて構築し、12月23日から特許情報ウェブサイトの KIPRIS^{Plus} (<http://plus.kipris.or.kr>) で無償公開する。

出願人代表名とは、出願人が登録した様々な名前を代表する一つの出願人名のことで、今回提供される「韓・英文統合の出願人代表名」の情報には、今年6月に普及した「韓国文の出願人代表名」の情報とともに「英文の出願人代表名」が含まれている。

現在、出願人は、一つの名前だけを登録して使用しているが、2009年までは別途の制限なく、数件の名前を登録することができたため、実際に同じ出願人でも出願によってはそれぞれの名前が使われることもあった。

例えば、「〇〇電子株式会社」は、「株式会社〇〇電子」、「株〇〇電子」など、数件の出願人名があったため、過去の出願については出願人ベースの検索や統計分析が難しくなっていた。

このような問題を解決し、明確な出願人情報の提供するために特許庁は、130万件の出願人名を122万件の出願人代表名に整備し、国内の特許・実用新案・商標・デザイン公報722万件と連携する「出願人代表名」の情報を構築した。

出願人代表名の情報提供によって特定企業や個人が有している産業財産権の情報を容易に把握できるだけでなく、それぞれの産業財産権の明確な権利者情報によって技術取引の活性化および権利者の保護にも貢献すると期待されている。

また、今回公開される「韓・英文統合の出願人代表名」の情報は、韓国語文の出願人代表名に対応する98万件の英文の出願人代表名を含めているため、海外企業の正確な英文名称や出願動向などの把握に役立つと見られる。

特許庁は、「韓・英文統合の出願人代表名」の情報を民間で自由に再加工できる原始資料(raw data)の形で配布する。これを活用して個人、企業などは出願人代表名を適用した検索サービスや出願人別の権利保有現況を提供する統計商品など、様々な知的財産商品・サービスの開発ができると見られる。

特許庁情報顧客支援局のチェ・ギュワン局長は、「複数の出願人名を一つの出願人名に整備するケースは、世界初の試みで、今後もグローバル特許情報化をリードし、ユーザーのニーズに応えられる多様な特許情報の持続的な構築に力を入れていきたい」と述べた。

2-8 政府 R&D 特許、違法行為を撲滅

韓国特許庁(2014.12.24.)

□政府の研究開発(R&D)事業が健全かつ効率的に推進され、経済革新に貢献するよう、個人名義の特許出願および登録に対する管理が強化され、特許成果も従来の件数中心の量的評価から活用度中心の質的評価に転換される。

○未来創造科学部と特許庁は、12月23日に開催された第7回国家科学技術審議会において、上記の内容を盛り込んだ「政府 R&D の特許成果管理強化方案」を確定し、具体的な推進内容を発表した。

樹立の背景

□政府 R&D 事業によって創出された特許成果は、原則として所属機関の名義で出願・登録するようになっているが、最近では個人名義での出願・登録が毎年増加傾向を見せていて※、問題となっている。

※個人名義の特許現況(件)：(‘11)533件→(‘12)931件→(‘13)1,139件

○個人名義の特許は、個人事業者の場合など、一部の不可避な側面もあるが、私的な流用の可能性もあるため、徹底した実態調査と管理・監督が求められる。

□また、政府の R&D 事業評価の体系が質的成果中心に改編されたことを受けて、特許成果を管理するための質的成果指標の開発および活用に対するニーズも高まっている。

○しかし、現在まで研究現場に普及している特許の質的指標の数が極めて制限的であるだけでなく、活用度も低いため、関連機関が特許成果を出願件数中心の量的側面から評価する場合はほとんどだった。

□そのため、未来部と特許庁は、政府の R&D 事業によって創出された個人名義の特許出願・登録件に対する管理を強化し、質を中心とする特許成果の情報を公開・共有するため、本方案を策定した。

主な推進内容

< #1. 個人名義の特許出願および登録に対する監督の強化 >

- ①特許成果を収集し始めた 2006 年からの全ての特許成果に対して、個人名義の有無に対する全面的な実態調査を進める。
- ②調査結果を担当の R&D 部処および専門機関などに通知し、個別の件に対する適法性確認および不当な個人名義の特許については、各機関が還元措置を推進する。
- ③2015 年から収集される 2014 年の成果と新規出願される課題の出処を記載した特許に対するモニタリングを強化し、四半期別の担当 R&D 部署および専門機関に関連事実を通知する計画だ。
- ④最後に「違法の個人名義出願者に対して、政府 R&D への参加制限を拡大、事業費の還元規定の新設」など、不正行為を撲滅するための制裁規定を強化する。

< #2. 質中心の特許成果情報の活用を支援 >

- ①R&D 事業の成果指標を設定する、または特許観点の事業改善方案を導き出す際に活用できるように標準化したファミリー特許指数、特許品質指数など、多様な質中心の特許成果の指標を開発・普及する。
- ②また、今回提示される特許成果の指標を「国家研究開発事業の標準成果指標」に反映するなど、関連部署および専門機関において充実に活用できるようにする予定だ。
- ③最後に、部処別特許成果管理に役立つよう、特許成果指標の数値などの特許情報を R&D 部処および専門機関に公開・共有するための開放型流通体系 (Open-API) も構築する。

< #3. 特許成果の効率的な管理支援体系を策定 >

- ①未来部と特許庁は、「政府 R&D の特許成果管理協議会」を構成して、政府 R&D 事業における個人名義の特許管理と質中心の特許成果管理を積極的に支援する。

- ②一方、「特許成果情報の常時収集と質的現況に対する総合的な特許水準の診断・分析」が円滑に進められるよう、「特許成果管理・流通の専従機関である韓国知識財産戦略院」の役割が強化されるよう、発明進行法施行令に関連事項を反映する。

期待効果および今後の計画

□特許庁のキム・ヨンミン庁長は、「今回の方案が違法の個人名義の特許を撲滅することで、健全な R&D 環境作りに貢献し、質中心の特許成果管理によって、政府 R&D の効率性が向上すると期待している」と述べ、

○「今後も関係部処と緊密な協力を通じて、本方案を充実に履行していけるように徹底的に点検し、関連制度の改善を持続的に推進していく計画だ」と述べた。

2-9 韓国、PCT 特許出願で世界トップ 5…中国はトップ 3 に跳躍

電子新聞(2014. 12. 26.)

去年、特許協力条約 (PCT) に基づく韓国の特許出願件数が 4 年連続で世界 5 位となった。世界 PCT 特許の中でも韓国の出願特許シェアは、前年同様の水準だった。

韓国科学技術企画評価院は (KISTEP) は、国際連合傘下の世界知的所有権機関 (WIPO) の PCT 特許出願で、2013 年韓国の出願件数が 1 万 2,386 件で、世界トップ 5 となったと発表した。

国別では米国が 5 万 7,239 件 (27.9%) で首位を維持し、日本が 4 万 3,918 件 (21.4%) で 2 位だった。2012 年に 4 位だった中国は、前年比 15.6% 増加した 2 万 1,516 件でドイツを抜いて 3 位となった。中国は、2010 年に韓国を抜いて 4 位になったことに次いで、ドイツまで追い抜く勢いを見せた。一方、ドイツは 1 万 7,927 件と 2 年連続で特許出願件数が下落した。

PCT 出願件数全体の 20 万 5,300 件のうち韓国のシェアは 6.0% で、前年の 6.1% よりは小幅な減少となった。韓国は出願件数が着実に増加しているが、シェアには大きな変動がない。中国は地道にシェアを広げ、今年初めて 2 桁の 10.5% を占めた。

企業別では、パナソニックが 2,839 件で最も多く、ZTE が 2,309 件、ファウエイが 2,110 件、クアルコムが 2,050 件、インテルが 1,871 件の順だった。国内企業の中では LG 電子

が 1,198 件、サムスン電子が 1,178 件でそれぞれ 13 位と 15 位になった。

世界上位 10 位入りの特許出願企業には、日本企業が 3 社、米国と中国がそれぞれ 2 社、ドイツ・スウェーデン・オランダ各 1 社が含まれている。

国内大学の中では、KAIST が 104 件で 7 位に上り、浦項工科大学が 83 件(12 位)、ソウル大学が 80 件(13 位)だった。研究機関の中では韓国電子通信研究院 (ETRI) が 87 件を出願し、世界研究所順位で 11 位となった

クオン・コンホ記者

2-10 原子力研究院、特許 18 件を中小企業に無償譲渡

デジタルタイムズ(2014.12.28.)

韓国原子力研究院は、中小企業との相互協力に向けて同研究院が保有している特許 18 件を中小企業 7 社に無償譲渡した。

無償譲渡の特許は、流量計の検定・矯正のための流体供給装置、放射線源の位置と放射線量の測定方法および装置、ナノ棒の形の酸化亜鉛粉末およびその製造法など 18 件で、テドク精密、韓国光学機械など、7 社の中小企業に渡された。

同研究院は、特許を譲渡した企業と持続的な協力を通じて、難点の解決および新成長技術の発掘に積極的に乗り出すとの計画だ。研究院は、今年 4 月にも保有特許 44 件を中小企業 10 社に無償提供した。

キム・ジョンギョン院長は「来年は、特許権の無償譲渡プログラムを持続的に進める一方で、中小企業が現場で経験する隘路事項を解決する技術支援、技術輸出の諮問サービスなど、様々な支援プログラムによって中小・中堅企業が技術競争力を備えられるように力を入れていきたい」と述べた。

イ・ジュンギ記者

2-11 特許庁、知的財産サービス産業の特殊分類を制定

韓国特許庁(2014.12.30.)

特許庁は、知的財産サービス産業の体系的な政策樹立に向けた統計基盤を作るため、

韓国標準産業分類を基に知的財産サービス産業に関する「知的財産サービス産業の特殊分類」を制定した。

これまで知的財産サービス産業は、日々高まる重要性と規模にもかかわらず、独立した産業分野として登録されず、体系的に管理し、支援政策を立てるに限界があった。

そのため、特許庁は、知識財産委員会、文化体育観光部、統計庁などと TF チームを構成するなど、部処を超えた協調の枠組みを構築し、産業財産権と著作権など、知的財産サービス活動をいずれも包括する知的財産サービス産業の特殊分類の制定を推進した。

産業特殊分類は、ICT やロボットなど国家競争力を向上させる産業および多くの関心が寄せられている有望産業に対して、総合的な把握ができるよう、韓国標準産業分類を再構成した分類体系として、統計庁の承認を経て登録される。

知的財産サービス産業の特殊分類は、知識財産基本法上の知的財産サービス産業を基に関連サービス活動の領域を広範囲に調べて設計した。

知的財産の創出・保護・活用および流通・提供などを支援する民間・公共部門のサービス業をすべて含め、サービス活動による 7 の大分類、知的財産代理業など 13 の中分類および 17 の小分類に分けた。

知的財産サービス産業の特殊分類が制定されたことで、知的財産サービス産業が独自産業に分類され、産業領域の成長見通しをはじめ、経済的・社会的効果などの政策効果も正確に把握できるようになったほか、実効性を備えた政策の樹立と産業支援もできると期待されている。

キム・ヨンミン庁長は、「知的財産サービス産業の国家承認統計の指定基盤作りによって、公共性と信頼性を兼ね備えた知的財産サービス産業の統計資料を確保できるようになった。これを機に、知的財産サービス産業の投資ファンドの造成など、より具体的に拡張された支援政策を推進していきたい」と述べた。

※弊所のホームページに本記事の詳細な資料へのリンクがありますので、ご参照ください。(<http://www.jetro-ipr.or.kr>→知的財産ニュース)

模倣品関連及び知的財産権紛争

3-1 「模倣品流通根絶の総合対策(案)」、知財委で審議・議決

韓国特許庁(2014.12.16.)

特許庁は、模倣品の流通を撲滅するため、取り締まりの執行力を強化し、知財権を尊重する文化を作ることによって、国家ブランドの向上に貢献する。

模倣品は、韓国企業の売上低下などの被害をもたらし、国のイメージにもネガティブな影響を与えている。

国内で流通される模倣品は、主に中国を通して製造・搬入されるもので、最近ネット通販の市場規模が拡大したことで、犯罪回避が容易なネット上で流通される模倣品の規模も拡大されているほか、粗末な品質の模倣品は、国民の健康・安全にも脅威をもたらす要因となっている。

さらに、消費者の89.6%は、模倣品だと知っていながらも購入していて、まだ模倣品の購入が誤った行為だという認識が足りない状況だということが分かる。

従って、特許庁は様々なルートによって流入・流通される模倣品を有効に遮断し、取り締まりの執行力を強化するほか、国民の認識を向上させる新しい対策を策定・推進する計画だ。

まず、特許庁と関税庁は、海外にサーバーをおいて国内搬入を試みるネット通販サイトなどについて、共同取り締まりを行い、模倣品の取り締まりを強化することにした。

外交部は、韓中知財権二国間協議において、国内の主要ブランドの保護を優先議題に選定し、国内有名自動車の部品、衣類、食品ブランドに対する模倣品の国内流入を予め遮断するとの計画だ。

また、政府を上げて取り締まりシステムを構築し、模倣品に対する取り締まりの執行力を高める。

知識財産委員会(以下、知財委)は、執行機関が連携された全政府レベルで模倣品の流通根絶年間実行計画を立てた。特許庁は、大規模の製造・流通事犯に対する企画捜査を執行し、警察・自治体は、地域別で流通の頻発地域における共同取り締まりを施行する。検察は同種類の前科のある模倣品事犯に対して、原則的に懲役を求刑するなど、慢性的

な侵害者の再犯を防止する。

さらに、知的財産を尊重する文化の拡散に向けて、「偽物 OUT、本物 OK、一万家族リレー」キャンペーンを展開し、全国の児童・生徒を対象に「偽物によって日常生活の中で感じたもの」というテーマで作文コンテストを開催するなど、知財権を尊重する文化の拡散に取り組む。

最後に、模倣品根絶に関する意識教育を強化する。児童・生徒を対象に知的財産の保護教育を施行し、知的財産を尊重する社会的倫理意識が高まるよう、基礎教育を強化するほか、消費者の安全および権益の増進に向けて、教育専門機関とともに模倣品の撲滅および実践運動も展開する予定だ。

特許庁は、今度の総合対策を進めるために特許庁と知財委、外交部、法務部、教育部、検察庁、警察庁、放送通信委員会、関税庁、食品医薬品安全処などの関係機関の意見を収集した。

同対策が有効に施行されれば、模倣品による被害の減少がブランドのイメージおよび正規品市場の拡大などに前向きな影響を与えると見られる上、韓国の知財権保護水準に対する国際社会の評価も高まると期待されている。

3-2 K-ブランドの侵害相談を開始

韓国特許庁(2014.12.16.)

特許庁は、海外における模倣品の流通、現地商標の無断な先登録など、海外における知財権関連の被害相談および対応に向けた「K-ブランド」の相談窓口を設置する。

これは、12月10日、国家知識財産委員会において確定・発表された「K-ブランド保護総合対策」のフォローアップとして行われた取り組みで、韓国知識財産保護協会の「知財権紛争対応センター」が海外現地で発生するブランド侵害に対する韓国企業の支援窓口の役割を担うことになる。

知財権紛争対応センターは、K-ブランド総合相談を通じて海外現地におけるブランド侵害に関する被害例を受け付け、専門的な相談によって迅速に対応策を提示することに焦点を当てている。

まず、海外企業の無断な商標先登録や海外模倣品の流通など、主な知財権の被害例を

受け付け、相談によって法律諮問やコンサルティング支援、侵害調査事業などへの連携を支援する。

また、中国商標専門の相談員を配置し、中国に進出する前の段階で現地の商標検索サービスを提供する。もし、先登録がある場合は、異議申立や無効審判など法律的な救済方法も提示する。

さらに、今後の相談需要を踏まえて、韓国知識財産保護協会で運営する国際知財権紛争情報ポータル「IP-NAVI (www.ip-navi.or.kr)」でオンライン相談ができるよう、機能を改善していく予定だ。

特許庁産業財産保護支援課のチョン・ソンチャン課長は、「知財権紛争対応センターのK-ブランド総合相談によって、韓国企業が海外現地で経験する知財権侵害や紛争などに対する負担を軽減し、力量を発揮できるように国内で最大限のサポートを行っていきたい」と述べた。

3-3 特許庁、3Dプリンティング・スマートカーの特許紛争戦略を提示

韓国特許庁(2014.12.18.)

特許庁は、3Dプリンティング・スマートカー分野における海外特許紛争を予測し、その対応戦略を示す「海外特許紛争の対応戦略ロードマップ」を発表した。

海外特許紛争の対応戦略ロードマップは、今年初めて発行されるもので、未来の成長産業として浮上し、海外の先行企業による提訴の可能性が高い「3Dプリンティング」分野とパテントトロール(NPE)による紛争が頻発している「スマートカー」分野を取り上げた。

同報告書は、特許紛争に対する予測を具体化するため、特許紛争に特化した分析方法を活用した。主要企業間のM&Aおよび特許権の買収動向、パテントトロールの特許ポートフォリオ、訴訟対象になる特許の分布分析などを通じて、特許紛争を立体的に分析しただけでなく、 이슈の紛争例を深く分析し、対応戦略を導き出した。

3Dプリンティング分野は、3DSystems、Stratasysなど、海外の先行企業がM&Aによって特許ポートフォリオを拡大しつつあり、2000年代中旬以降、紛争件数が大きく増加し、その対応戦略が求められている状況だ。また、スマートカー分野はAmerican Vehicular Sciences、Beacon Navigationなどのパテントトロールが特許買収・訴訟活動を活発に

行っており、紛争への対応が急がれている。

特許庁は、16日、現代自動車や Carima など、当該分野の企業関係者を対象に発表会を開催し、今年の報告書に対する評価および来年度の推進方向について業界の意見を収集した。

発表会に参加した Carima のイ・ビョングク社長は、「特許紛争の危険は、中小企業内部の力量では分析しがたい部分がある。同報告書を通じて紛争対応に向けた手がかりを見つけることができた」と評価した。

特許庁産業財産保護政策課のパク・ジンソク課長は、「NPE の攻勢が激しくなっているだけに、特許紛争を予防するための事前対応が重要だ。海外特許紛争の対応戦略ロードマップが特許紛争に対応する韓国企業にとって、指針になることを願っている」と述べた。

また、「来年には“未来特許紛争の戦略シナリオ”に改編し、特許紛争を予測する方法論をより体系化するなど、事業を持続的に拡大していく計画だ」と強調した。

同報告書は、産業分野別の関連協会などに提供され、企業の現場で活用される予定で、国際知財権紛争情報ポータル(IP-NAVI、www.ip-navi.or.kr)でも閲覧することができる。

3-4 特許庁・広報大使のパク・シネさん、知的財産の保護・共有イベントを開催

韓国特許庁(2014.12.18.)

特許庁は、年末年始を迎えて知的財産保護の重要性と正規品の使用を呼びかけるメッセージを伝える教育と共有イベントを開催する。

同イベントは、特許庁が展開する「知的財産を尊重する文化の拡散キャンペーン」の一環として行われ、児童・生徒を対象に知的財産を尊重する意識の拡散に向けた多彩なプログラムで構成される。

イベント会場には衣類・履物類・化粧品および電子機器などの「正規品 - 模倣品の比較展示」が行われるほか、「正規品 - 模倣品の識別講演」を通じて児童・生徒に模倣品の違法性はもちろん、合理的な消費の重要性に関するメッセージを伝える。

児童・生徒たちは、模倣品の廃棄パフォーマンスとして「テコンドーの撃破」を披露

し、IP 保護の実行に向けた意志を示す予定だ。

キム・ヨンミン庁長は、「模倣品の撲滅」の広報大使の女優パク・シネさんとともに恩平天使院に居住する児童・生徒に衣類と靴などを支援する予定だ。また、施設に居住する児童・生徒のための配食や乳幼児の見守りなどのボランティアにも参加する。

キム庁長は、「今回の行事によって、児童・生徒の正しい消費文化作りが正規品の使用をリードし、発明への夢を広げるきっかけになることを願っている」と述べた。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 タバコの包装に「ライト・マイルド」の表示が禁止

デジタルニュース(2014.12.16.)

これからは、タバコの包装に「ライト」や「マイルド」など、健康への悪影響を軽減できるという誤解を招くおそれのある単語は表示できない。

政府は、16日、政府ソウル庁舎でチョン・ホンウォン国務総理の主宰で開かれた国務会議において、以上の内容が盛り込まれたタバコ事業法施行令の一部改正案を審議・議決する予定だ。

改正案によると、タバコに対する間違った認識を持たせるおそれがあるために禁止される単語は、「ライト」、「薄い」、「マイルド」、「純」のほか、これと類似した内容を記号や図形、絵などで表示した用語やフレーズ、商標、形象、表示に規定された。

同改正案は、来年1月22日から、タバコの包装などに虚偽・誤導の単語を使用して商品に対する間違った情報が消費者に提供されることを禁止する内容が盛り込まれているタバコ事業法の施行によるものだ。

4-2 韓国のデザイン情報を世界中で検索！

韓国特許庁(2014.12.18.)

韓国のデザイン情報の活用範囲が一層拡大し、これから韓国のデザインに対するグローバル知名度がさらに向上する見通しだ。

特許庁は、欧州共同体商標意匠庁(OHIM)が運営する世界最大級のデザイン検索サービス「デザイン・ビュー(Design View)」において、韓国のデザイン情報サービスを開始することを明らかにした。

※デザイン・ビュー：<https://www.tmdn.org/tmdsview-web/welcome>

今年10月、特許庁とOHIMは、デザイン情報の交換に向けたMOUを締結し、アジアでは初めてデザイン・ビューに韓国のデザイン情報をサービスする。

デザイン・ビューでは、フランス・イタリア・スペインなど26カ国・機関のデザイン情報約277万件を無料で検索することができる。韓国を皮切りにアジア諸国のデザイン情報の検索サービスを拡大する予定だ。

デザイン・ビューは、誰でも海外のデザイン情報を検索できるよう、ホームページのメニューなどを韓国語で翻訳する「ハングル翻訳機能」および韓国語でデザイン情報を検索する場合、検索ワードを英語・フランス語・ポルトガル語などOHIMで提供する言語に自動翻訳して検索する「ハングル検索機能」といった韓国語支援サービスも提供する。

※ハングル検索機能は、2015年1月からサービス開始予定

これによって海外のデザイン情報を検索する際、各国のウェブサイトで使い慣れていない検索機能を覚えるという不便が解消されると見通した。また、海外進出を希望している韓国企業にとっては、デザイン管理および戦略の樹立に大きなメリットになると期待されている。

特許庁情報顧客支援局のチェ・ギュワン局長は、「世界的なデザイン情報ネットワークに参加できたことは、韓国のステータスが大きく上昇した結果だと言える。韓国の産業財産権の保護強化および企業の海外進出支援などの側面から歓迎したいことだ。これからも韓国特許庁は、全世界で韓国の知的財産情報を容易に使える環境作りに向けて、多角的に取り組んでいく計画だ」と述べた。

4-3 中小企業のデザイン支援のために統合支援センターがオープン

産業通商資源部(2014.12.27.)

産業通商資源部と韓国デザイン振興院は、中小企業がデザインに関連して経験する隘路事項と問題点を総合的に診断し、解決策を提示するオン・オフライン診断・コンサルティング窓口である「K-design119(HP:k-design119.com/Tel:1899-9119)」を立ち上げ、29日からオープンする。

「K-design119」は、デザインによる企業の創造的な革新とグローバル競争力の確保に向けて中小・中堅企業を対象に診断→コンサルティング→デザイン戦略→開発→マーケティング・流通→フォローアップに至るまでのデザイン経営を支援するワンストップサービスだ。

「K-design119」は、①デザイン経営、UX・UI、商品・視覚デザイン、広告などのデザイン専門人材が常時診断・コンサルティングサービスを提供し、②法律、弁理、エンジニアリング、流通、マーケティングなどに関する外部専門家を委嘱し、多様な分野の中小・中堅企業をサポートする。また、③コンサルティングの結果によって、関連の政府支援事業および韓国デザイン振興院・関係機関の支援プログラムの情報を提供し、④必要であれば、優秀デザイン専門会社で構成された「迅速対応チーム」が企業現場を直接訪問し、コンサルティングを行う。

特に、隘路事項について段階別の分析が可能なデザイン革新履歴管理チャート (Innovation Chart) を作り、履歴管理の担当者を指定した上、企業の成長段階に合わせた持続的な支援が行われるようにフォローアップ措置を施す予定だ。

これまでは中小・中堅企業がデザインの需要とその必要性を感じていても、問い合わせ先が見つからず手を焼いていたが、「K-design119」で電話相談またはオンライン相談で問い合わせると、デザインに関する問題点を容易に解決することができる。

産業通商資源部のイ・インホ創意産業政策官は、「K-design119 は、中小・中堅企業がデザイン革新によってグローバル競争力を備えられるように貢献すると見られる」と期待を示した。

一方、産業通商資源部は 2014 年 10 月に発表した「生活産業高度化対策」のフォローアップ措置の一環として、2015 年中に有望アイデアの商品・事業化につながるアイデア・マーケットと協力社・関係機関を連携するビジネスパートナーなどを追加に構築し、同「K-design119」を未来生活デザイン支援センターに拡大改編するなど、未来生活デザインの創造的な革新への連携および協業・成長の環境作りに乗り出す予定だ。

その他一般

5-1 大韓弁理士会、「弁護士の弁理士資格の自動取得を廃止する法案」に賛成

電子新聞(2014.12.17.)

弁護士の弁理士・税理士資格の自動取得を廃止する法案が発議されている中、大韓弁理士会が積極賛成を示す声明書を発表した。

12日、新政治民主連合のイ・サンミン議員は、その他16人の議員とともに弁護士に弁理士・税理士の資格を自動に付与する条項を削除する内容が盛り込まれた法案を発議した。代表発議したイ議員は、現在弁護士資格を有していて、かつて弁護士として働いた経験もある。

大韓弁理士会は、「この60年間、弁護士は、弁理士業務に関する能力検証や専門性教育なども受けず、ただ弁護士だという理由だけで恩恵を受けている。法律消費者が良質な弁理サービスを利用する権利を剥奪するのは勿論、国の知的財産権に関する制度発展に阻害要因となっている同条項は、直ちに廃止されなければならない。法案の発議を心から歓迎する」という声明を発表した。

弁護士に弁理士の資格を付与してきた慣行は、60年前、弁理士が十分に供給されていない状況の中でIP法律サービスの供給を円滑にするため、一時的に導入された制度だという主張だ。自動取得を廃止する法案は、前の17代、18代国会においても発議されたが、成立につながることはなかった。しかし、弁護士資格を有している上、国会の法制司法委員会の委員長を務めている議員が当該法案を代表発議したことで、改めて注目が集まっている。

現在、韓国の弁理士資格取得者は約7,700人で、そのうち57%の4,400人は、弁護士が弁理士資格を自動取得したケースだ。弁理士会は「彼らは特許技術、知的財産権の関連法律などに関する能力検証も受けず、弁理士法第3条第1項第2号によって弁理士資格を取得しただけで、弁理士業務の遂行能力の不足により、法律サービスの品質を低下させている」と指摘した。

大韓弁理士会は、同法案の発議および声明書を通じて、大韓弁護士会に討論会の開催を公式に提案した。

チョン・ミナ記者

5-2 韓国、世界のIP出願の成長傾向をリード

韓国特許庁(2014.12.22.)

韓国が中国、米国とともに 2013 年世界の知的財産権 (IP) 出願の成長傾向をリードしたことが分かった。

国連傘下の世界知的所有権機構 (WIPO) が最近発行した「2014 World Intellectual Property Indicator」によると、韓国は 2013 年基準で特許出願が前年比 8.3%、商標出願が同 10.2%、デザイン出願が同 7% 増加し、全世界の出願増加率 (特許 9%、商標 6.4%、デザイン 2.5%) を大きく上回った。

特許出願は初めて 20 万件を突破し、2012 年と同様に中国、米国、日本に次いでトップ 4 を維持した。増加率においても前年比 8.3% で、トップ 10 の中で中国 (26.4% 増) に次いで 2 番目に高い伸びとなった。

商標出願は、前年比 10.2% という急激な増加率を見せ、前年比 2 段階上昇したトップ 8 となったが、トップ 10 の中では中国 (13.8% 増)、米国 (13.4%) の次に高い。

デザイン出願は、前年比 7% 増加した約 7 万件で、前年と同様にトップ 3 を維持した。この増加率は、世界平均の 2.5% を大きく上回る数値で、トップ 10 の中で、トルコ (10.3% 増)、米国 (9.9% 増) に次いで 3 番目の高い伸び率に該当する。

また、以前から上位を占めてきた国民所得 (GDP) または人口比の IP 出願量も前年と同じ順位を維持した。特許出願は、GDP 10 億ドル当たり 97.4 件、人口 1 千人当たり 3.2 件でいずれも世界トップを維持した。商標出願は GDP と人口比いずれも世界 3 位、デザイン出願は GDP 比世界 2 位、人口比 1 位を維持した。

一方、WIPO は今回の報告書の中で「世界各国の IP 出願量は、各国の経済状況を反映している。中国・米国・韓国による出願は増加した反面、日本および欧州諸国による出願は減少傾向にある」と伝えた。

5-3 特許審査サービスの革新など、知的財産政策の 10 大ニュース

デジタルタイムズ (2014.12.26.)

韓国知識財産研究院は、25 日、「2014 年知識財産政策 10 大ニュース」を選定・発表した。

10 大ニュースは、今年特許庁が打ち出した主な政策に対する一般人投票および専門家

による評価によって選ばれた。最も多い関心が寄せられたニュースは、特許審査期間の短縮および特許・商標・デザインなどの一括審査サービスの導入など、「特許審査サービスの革新」だった。

また、知的財産が新たな金融商品として浮上したことで、「IP 金融」が中小企業の重要な投資および融資の手段として広く拡散する 1 年でもあった。国際的にはアラブ首長国連邦(UAE)に韓国の特許審査サービスを輸出し、特許行政の韓流を発信するほか、主な紛争国に現地における知財権支援システムを構築すると同時に、中国などとの FTA 時代に備えるべく、「K-ブランドの保護総合対策」も策定した。

知的財産政策 10 大ニュースは、△特許審査サービスの革新、△知的財産(IP)金融の拡散、△政府事業から生み出された特許の企業所有を拡大、△職務発明補償企業などに対する手数料の減免を拡大、△韓国特許審査サービスの対 UAE 輸出、△海外における IP 保護支援体系の構築、△IP 中小企業の育成支援を強化、△商標ブローカーの撲滅対策、△IP 貿易収支の統計を新規開発、△生涯周期別の IP 教育システムの構築が選ばれた。

イ・ジュンギ記者

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3665>

また、本ニュースレターの配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスし、「unsubscribe」ボタンをクリックしてください。

http://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム